

社会福祉法人会津療育会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人会津療育会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の社会福祉法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 5,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 5,000円

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、社会福祉法人会津療育会旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則（平成29年6月15日承認）

この規程は、承認の日から施行する。